

利用料の減免申請は 2月28日までに!!

対象世帯

- ① 生活保護法の扶助または、らい予防法の廃止に関する法律の援助を受けている世帯。
 - ② 災害により、半壊・半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯。
 - ③ 障害の程度が1級または2級の重度の障害者（視覚・聴覚障害者については、障害の程度が1級から6級までのいる世帯。
 - ④ 障害程度等級がAに該当する重度の知的障害者のいる世帯。
 - ⑤ 障害程度等級が1級に該当する重度の精神障害者のいる世帯。
 - ⑥ 被爆者健康手帳の交付を受けている人のいる世帯。
 - ⑦ 難病患者のうち、「要介護4」以上に該当する重病患者のいる世帯。
 - ⑧ 「要介護1」以上に該当する80歳以上の一人暮らしの世帯。
 - ⑨ 母子・父子のみの世帯
- ただし、③～⑨は、その世帯の町民税の課税標準額が500万円未満の世帯とします。

申請方法

「減免申請書」を、Y T M有線テレビみすみに提出してください。なお、現在減免を受けている世帯も申請する必要があります。

申請書は、民生児童委員宅またはY T M有線テレビみすみにご請求ください。

申請期限 2月28日(水)必着

問い合わせ 〒759-3803 三隅町大字三隅下503

Y T M有線テレビみすみ ☎ 43-1001 FAX 43-1355

制作スタッフ募集

「Y T M有線テレビみすみ」では、テレビ番組制作に情熱をもつクリエイティブな人材を求めています。

採用職種・予定人員 制作スタッフ 1名

採用予定年月日 平成13年4月1日

受験資格 昭和41年4月2日から昭和58年4月1日に生まれた者で、高等学校卒業若しくは同程度以上の学力を有する者。

身分 臨時職員（雇用期間6カ月更新の臨時雇用）。ただし、社会保険・厚生年金・失業保険制度あり。

賃金 日額 6,600円 賞与 年 1.5カ月分
(ただし、最初の6カ月間はなし)

勤務時間 週40時間（午前8時から午後5時15分まで。ただし、時間外勤務、休日・祝日勤務あり）

年次有給休暇 10日/年

選考方法等 1次 書類選考、2次 個別面接

応募の方法等 希望者は、平成13年2月21日(水)までに履歴書に写真を貼り、原稿用紙2～3枚程度に志望理由を記載して三隅町役場総務課人事担当あてに提出してください。

問い合わせ 三隅町役場総務課人事担当

☎ 43-0221

暴力追放相談

暴力に関して悩んでいることはありませんか。こうした問題の解決には、山口県暴力追放運動推進センターが相談に応じます。相談は無料、秘密は守られます。

相談体制 相談委員8名（警察官・OB・弁護士・保護司・少年相談委員）

相談方法 センターでの面接・電話相談・手紙による相談・出張相談

相談日 月曜日～金曜日
8:30～17:00

（時間外及び祝日・土・日は留守番電話で対応）

相談・問い合わせ

財団法人 山口県暴力追放県民会議（山口県暴力追放運動推進センター）

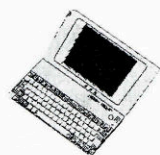
インターネット利用による 高額料金請求にご注意

インターネットを利用していたら、使った覚えのない有料情報料（ダイヤルQ²）や国際電話料金が請求されたという相談が急増しています。

電話回線を使ってホームページを見ているうちに自動的にダイヤルQ²や国際電話に書き換えられてしまうソフトをパソコン内に取り込んでしまい、後で高額な料金を取られるというものです。

利用した覚えのない請求を受けたら最寄りの消費生活センター若しくは役場産業課に早めに相談しましょう。

- 消費生活センター
☎ 083-924-0999
- 三隅町役場産業課
☎ 0837-43-0080



合同相談所開設

人権・行政全般・児童問題・日常生活における心配事など、ご相談ください。

とき 2月9日(金)

9:00～12:00

ところ

農業者トレーニングセンター
2階 研修室

相談員

山口行政評価事務所行政相談官
山口地方事務局萩支局事務官
行政相談員・人権擁護委員
民生児童委員

問い合わせ

役場総務課
☎ 43-0221